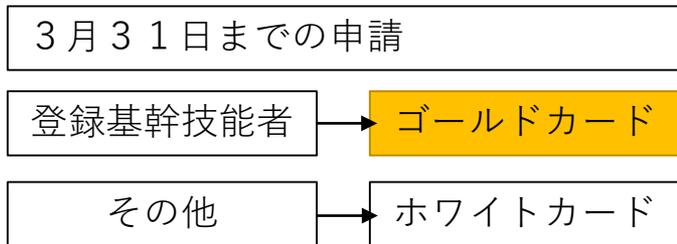
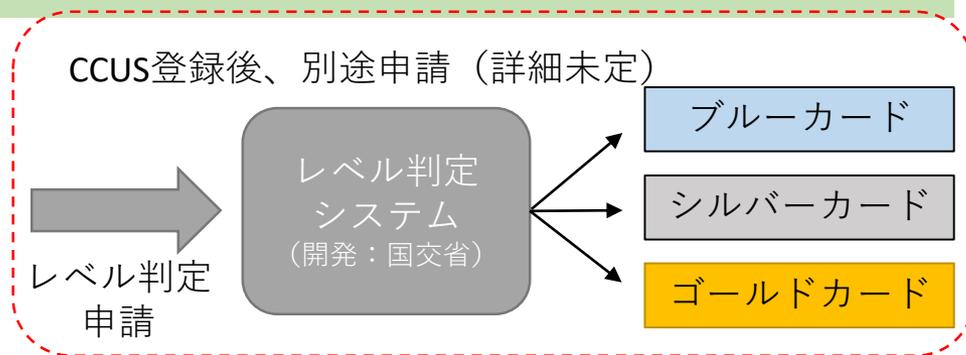


○能力評価制度の本格運用に伴い、令和2年4月1日以降の登録申請から、登録基幹技能者であるか否かに関わらず、発行するカードは、すべてホワイトカードになります。



※3月31日までの申請（登録完了日ではありません）
 ▷ネット申請は申請完了日
 ▷郵送申請は消印日
 ▶窓口申請は受付日

4月1日以降の取り扱い



○3月末に向け、登録基幹技能者からの申請増加が見込まれます。以下の対応をお願いいたします。

○登録基幹技能者として申請があった場合、書類チェックで不備があっても、3月中に窓口で再提出が難しいと判断された場合、今回は特別に受け付けて下さい。（後日、不備として書類が戻されますが、申請は3月中になる旨伝えて下さい）また、所属事業者の登録がまだの場合でも、登録基幹技能者であれば技能者登録を受付けて下さい。

○登録基幹技能者か否かに関わらず、3月31日（火）までに受け付けた申請書は、少量でもいったん4月3日（金）までにご発送下さい。（着ではありません）

○システム不具合等によりシステムに登録できず、手書きの受領証発行で対応した場合、お手数ですが、当該申請書封筒の裏面に「3月中受付」と朱書きしてご発送いただきますようお願いいたします。